「行政手続における特定の個人を識別する ための番号の利用等に関する法律」の成立に伴う 川崎市個人情報保護制度のあり方について

一 答 申 一

平成26年10月

川崎市情報公開運営審議会

目 次

まえがき

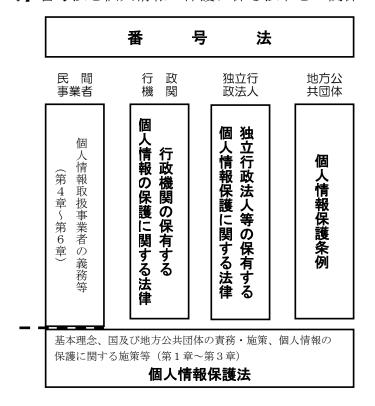
1	基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	保有特定個人情報の取扱いについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
	(1)「保有特定個人情報」の定義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
	(2)「情報提供等の記録」の定義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
	(3)保有特定個人情報(「情報提供等の記録」を除く。)の開示・訂正・	
	利用停止(利用の停止・消去・提供の停止)請求権者・・・・・	4
	(4)保有特定個人情報(「情報提供等の記録」を除く。)の目的外利用	
		5
	(5)保有特定個人情報(「情報提供等の記録」を除く。)の提供・・	6
	(6)保有特定個人情報(「情報提供等の記録」を除く。)の利用停止(利	用
	の停止・消去・提供の停止)の請求・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
	(7) 情報提供等の記録の取扱い ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
3	情報提供ネットワークシステムとの接続 ・・・・・・・・・・・	8
4	他の法令による開示との重複・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
5	特定個人情報保護評価の第三者点検・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
6	開示手数料 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
7	保有特定個人情報の利活用のための措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11
参	考資料	
	1 諮問書 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15
	2 川崎市情報公開運営審議会での審議状況 ・・・・・・・・・	16
	3 川崎市情報公開運営審議会委員名簿 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	17

1 基本的な考え方

- ●平成25年5月に成立した「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)」の趣旨を踏まえ、川崎市における特定個人情報の適正な管理について必要な措置を講じるべきである。
- ●番号法は、特別法であるため、新たに規定された内容は地方公共団体にも 及ぶことになる。なお、地方公共団体にかかわるもので、読替えで規定さ れている条文の取扱いについては、番号法の趣旨を踏まえ、川崎市におけ る個人情報保護制度との整合を図り、関係条例等に必要な規定等を整備す べきである。
- ●また、特定個人情報の取扱いについては、職員や市民に適切な周知を図る ものとする。

- ●番号法は、国民に個人番号を付番し、社会保障、税、災害対策等の分野で活用することにより、国民の利便性の向上と行政運営の効率化を図るものである。また、個人番号は、各種個人情報を正確に名寄せでき、悪用された際の危険性が一般の個人情報と比べ高いと考えられ、現行の個人情報保護法制の保護措置より手厚い保護措置を講じるため、番号法では、現行個人情報保護法制の特別法として保護措置を講じるものとし、地方公共団体に対しては、特定個人情報(個人番号をその内容に含む個人情報)の適正な管理について必要な措置を求めている。
- ●なお、番号法は、一般法である「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」等の特別法として位置付けられていることから、一般法の読替えで規定できるものについては読替えの形式をとり、番号法独自の新たな規制を行う場合や、一般法の対象外の者に対し規制を行う場合は、条文を新たに書き起こし規定している。
- ●地方公共団体では、個人情報保護条例が一般法となるため、番号法で条文を書き起こした規定については地方公共団体にも及ぶが、読替えで規定されているものについては、条例の改正など必要な措置が求められる。そのため、必要な措置の検討にあたっては、川崎市の個人情報保護制度との整合を図り、関係条例等に必要な規定や様式類を整備すべきである。なお、整備する具体的内容については、次の項目で述べるものとする。
- ●個人番号は国民に付番されることから、特定個人情報の取扱いについては、職員 や市民に適切な周知を図るものとする。
- ●なお、本答申の取扱いについては、今後の国の動向や見解等を踏まえ、適切に対応を図るものとする。

【参考】番号法と個人情報の保護に係る法令との関係



2 保有特定個人情報の取扱いについて

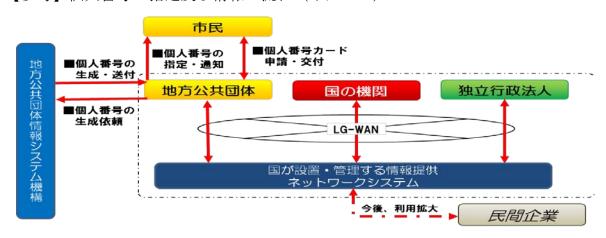
- (1)「保有特定個人情報」の定義
- ●実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報で、組織的に利用するものとして保有し、公文書に記録されているものを「保有特定個人情報」として定義すべきである。
- ●また、保有特定個人情報には、生存者だけでなく死者も含めるものとする。

- ●川崎市個人情報保護条例(以下「個人条例」という。)では、「個人情報」は、個人に関する情報で、氏名など特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含む)とし、また、「保有個人情報」については、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報で、組織的に利用するものとして保有し、公文書に記録されているものとしている。番号法により、新たに「特定個人情報」を保有することになるため、個人条例では、実施機関の職員が組織的に利用するものを「保有特定個人情報」として定義すべきである。
- ●番号法の「特定個人情報」は生存者のみをいうが、個人条例の「個人情報」は、 生存者のみだけでなく死者も含んでいる。これは、死者の個人情報の不適正な取 扱いが、死者の名誉を傷つけたり、遺族等生存する個人の権利利益を侵害するお それがあること、保有している個人情報の主体が、その後死者となったかどうか

は必ずしも分別できないためである。

- ●特定個人情報を含む情報を、国の機関や他の地方公共団体等と授受する場合は、国が設置・管理する「情報提供ネットワークシステム」を通じて行うことになる。 災害が起きたときなどは、本人の生死が必ずしも確認できないことも想定され、生死が確認できた生存者の情報しか授受できないことにならないようにする必要がある。また、生死により保有特定個人情報の取扱いを異にすることは、情報の管理が複雑となり、業務の円滑な遂行に支障をきたすものと考える。 さらに、個人条例で保有個人情報に死者を含めている理由からも、保有特定個人情報には死者を含めることが適当である。
- ●なお、以下の本答申では、「保有特定個人情報」という場合は、生存者及び死者 を含めたものとする。

【参考】個人番号の指定及び情報の流れ (イメージ)



- ●地方公共団体から地方公共団体情報システム機構(※)に個人番号の生成を依頼し、個人番号を受け取る。※個人番号の生成や住民基本台帳法等で規定された事務等を処理するため、地方公共団体が共同で設立する法人
- ●地方公共団体は、市民に個人番号を指定・通知し、市民からの申請に基づき個人番号カードを交付する。 ●地方公共団体と国の機関等との情報の授受については、国が設置・管理する情報提供ネットワークシステ
- ●地方公共団体と国の機関等との情報の授受については、国が設置・管理する情報提供ネットワークシスラムにより行う。
- ●LG-WANは、地方公共団体のコンピューターネットワークを相互接続した広域ネットワーク。都道府県、市区町村の庁内ネットワークが接続されており、中央省庁の相互接続ネットワークである霞ヶ関WANにも接続されている。

(2)「情報提供等の記録」の定義

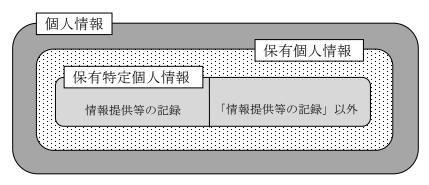
- ●情報提供ネットワークシステムを通じて行う、特定個人情報の提供の求めや 提供の記録(アクセスログ)を「情報提供等の記録」として定義すべきであ る。
- ●また、情報提供等の記録には、生存者だけでなく死者も含めるものとする。

(説明)

●番号法では、情報提供ネットワークシステムを通じた特定個人情報の提供の求め や提供の記録である「情報提供等の記録」を記録・保存することになっている。 これは、情報提供ネットワークシステムにおいて、不法・不正な提供がなされて いないかを確認するためである。

- ●また、情報提供等の記録は、特定個人情報の授受の記録であるため保有特定個人情報に含まれ、上記2(1)で保有特定個人情報に死者を含めるとしたことから、情報提供等の記録にも死者を含めるものとする。
- ●なお、以下の本答申では、「情報提供等の記録」という場合は、生存者及び死者 を含めたものとする。

【参考】個人情報の構成 (イメージ)



- (3) 保有特定個人情報 (「情報提供等の記録」を除く。) の開示・訂正・利用停止 (利用の停止・消去・提供の停止) の請求権者
 - ●生存者の保有特定個人情報(「情報提供等の記録」を除く。)の開示・訂正・利用停止(利用の停止・消去・提供の停止)の請求ができる者については、番号法と同様、本人及び代理人に認める規定を個人条例で整備すべきである。また、代理人による請求については、本人に委任の事実を確認するなど、本人の意思確認方法等の規定を整備し慎重な運用を図るものとする。
 - ●死者の保有特定個人情報(「情報提供等の記録」を除く。)の開示・訂正・利用停止(利用の停止・消去・提供の停止)の請求ができる者については、個人条例と同様、本人の配偶者、子又は血族である父母とし、これらの者がいない場合は、本人の血族である兄弟姉妹に認める規定を整備すべきである。

- ●番号法で代理人による請求を認めているのは、個人番号が、国民に付番され、特定個人情報が不正に流通する不適切な取扱いがされていないかという国民の危惧に対応するため、自己情報コントロール権(開示・訂正・利用停止(利用の停止・消去・提供の停止)の請求ができる権利)を自身で実現することが困難な者にも、容易に実現できるようにするためである。
- ●生存者の保有特定個人情報(「情報提供等の記録」を除く。)の開示・訂正・利用 停止(利用の停止・消去・提供の停止)の請求については、番号法の趣旨を踏ま え、個人条例では同様に、本人の他、代理人にも認める規定を整備すべきである。

また、代理人からの請求にあたっては、本人の個人情報の要保護性から、本人に対し代理人に委任した事実を確認するなど、本人の意思確認方法等の規定を整備し慎重な運用を図るものとする。

- ●代理人から請求があった場合には、まず本人からの請求を促し、本人から請求が 困難である場合に代理人からの請求を受けることとする。その場合には、請求書 に、代理権を有することを証明する書類、代理人の本人確認書類、本人の本人確 認書類を提示又は提出させるとともに、本人に対し代理人に委任した事実を確認 し、成りすまし等の防止を図る。
- ●なお、本人が認知症等により意思能力を有せず、成年後見人等がいない場合は、 代理人に対し、本人の病状が分かる書類など意思能力を有しないことや請求目的 を確認するなど、本人の個人情報保護を図る対応を行うものとする。
- ●死者の保有特定個人情報(「情報提供等の記録」を除く。)の開示・訂正・利用停止(利用の停止・消去・提供の停止)の請求ができる者については、本人が死亡しているため代理人に委任することはできず、また、死亡により本人の個人情報の要保護性が直ちに失われると言い切れないため請求権者を限定するものとし、個人条例と同様、本人の配偶者、子又は血族である父母とし、これらの者がいない場合は、本人の血族である兄弟姉妹に認める規定を整備すべきである。

(4) 保有特定個人情報(「情報提供等の記録」を除く。) の目的外利用

.....

- ●保有特定個人情報(「情報提供等の記録」を除く。)の目的外利用については、番号法と同様の目的外利用ができる場合に限り認める規定を個人条例で整備すべきである。
- ●保有特定個人情報(「情報提供等の記録」を除く。)の目的外利用の届出書については、個人条例と同様、市長に提出する規定を整備すべきである。
- ●保有特定個人情報(「情報提供等の記録」を除く。)の目的外利用を行った場合の本人への通知については、個人条例と同様、必要ないとする規定を整備すべきである。

- ●番号法では、特定個人情報の目的外利用については、人の生命、身体又は財産の保護のため本人同意があり又は本人同意を得ることが困難なときに限定しているため、個人条例では、保有特定個人情報(「情報提供等の記録」を除く。)の目的外利用について、番号法の趣旨を踏まえ同様の規定を整備すべきである。
- ●保有特定個人情報(「情報提供等の記録」を除く。)の目的外利用の届出書の提出 については、保有個人情報の目的外利用を行った場合、個人条例で市長に届出書 を提出することになっているため、同様の取扱いとする規定を整備すべきである。
- ●保有特定個人情報(「情報提供等の記録」を除く。)の目的外利用を行った場合の本人への通知については、保有個人情報の目的外利用を行った場合の本人への通知が、個人条例で法令の定めがある場合等は行わないことになっているため、同様の取扱いとする規定を整備すべきである。

(5) 保有特定個人情報(「情報提供等の記録」を除く。) の提供

.....

- ●保有特定個人情報(「情報提供等の記録」を除く。)の提供については、番号法と同様に、提供ができる場合に限り認める規定を個人条例で整備すべきである。なお、死者の保有特定個人情報(「情報提供等の記録」を除く。)については、実施機関が川崎市情報公開運営審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴いて認めたときも提供できるとする規定を整備し、円滑な運営を図るものとする。
- ●保有特定個人情報(「情報提供等の記録」を除く。)の提供の届出書については、市長に提出する必要はないとする規定を個人条例で整備すべきである。ただし、審議会の意見を聴き認めた死者の保有特定個人情報(「情報提供等の記録」を含む。)の提供については、個人条例と同様、届出書を市長に提出する規定を整備すべきである。
- ●保有特定個人情報(「情報提供等の記録」を除く。)の提供を行った場合の本人への通知については、個人条例と同様、必要ないとする規定を整備すべきである。

- ●特定個人情報の提供については、目的外利用が限定されている理由と同様に、個人番号利用事務の処理に必要な限度や情報提供ネットワークシステムの使用など提供ができる場合が限定されているため、個人条例では、保有特定個人情報(「情報提供等の記録」を除く。)の提供について、番号法と同様の規定を整備すべきである。
- ●なお、死者の保有特定個人情報(「情報提供等の記録」を除く。)の提供については、番号法が生存者のみを規定していること、また、保有個人情報の外部提供にあたっては、個人条例で法令の定めがあるときや、実施機関が審議会の意見を聴いて認めたときにできることから、番号法に定めのない死者の保有特定個人情報(「情報提供等の記録」を除く。)の提供は、審議会の意見を聴いて認めたときできるとする規定を整備し、円滑な運営を図るものとする。
- ●保有個人情報を外部提供した場合には、個人条例で市長に外部提供の届出書を提出することになっているが、保有特定個人情報(「情報提供等の記録」を除く。)を提供した場合は、番号法では提供ができる場合が限定されていること、また、国が設置を予定している「情報提供等記録開示システム(以下「マイ・ポータル」という。)」により特定個人情報等の情報の授受の記録を確認することができるようになることから、市長に届出書を提出する必要はないとする規定を整備すべきである。ただし、審議会の意見を聴き認めた死者の保有特定個人情報(「情報提供等の記録」を除く。)を提供した場合は、個人条例に規定する保有個人情報の外部提供と同様、届出書を市長に提出する規定を整備すべきである。
- ●保有個人情報の外部提供を行った場合の本人への通知は、個人条例で法令の定め がある場合等は行わないこととされていること、また、マイ・ポータルにより特

定個人情報の授受の記録を本人が確認できることから、保有特定個人情報(「情報提供等の記録」を除く。)の提供を行った場合の本人への通知は、行わないとする規定を整備すべきである。

- (6)保有特定個人情報(「情報提供等の記録」を除く。)の利用停止(利用の停止・ 消去・提供の停止)の請求
 - ●保有特定個人情報(「情報提供等の記録」を除く。)の利用停止(利用の停止・ 消去・提供の停止)の請求については、番号法と同様に、利用停止の請求が できる場合に限り認める規定を個人条例で整備すべきである。

(説明)

- ●番号法では、特定個人情報(「情報提供等の記録」を除く。)の「利用の停止」又は「消去」の請求については、番号法の規定に違反した不適正な取扱いがなされている場合に限りできるため、個人条例では、保有特定個人情報(「情報提供等の記録」を除く。)の「利用の停止」又は「消去」の請求について、番号法の趣旨を踏まえ同様の規定を整備すべきである。
- ●また、番号法では、特定個人情報(「情報提供等の記録」を除く。)の「提供の停止」の請求については、特定個人情報の提供ができる場合の規定に違反し提供されたときに限りできるため、個人条例では、保有特定個人情報(「情報提供等の記録」を除く。)の「提供の停止」の請求について、番号法の趣旨を踏まえ同様の規定を整備すべきである。
 - (7)「情報提供等の記録」の取扱い
 - ●情報提供等の記録の「目的外利用」及び「利用停止(利用の停止・消去・ 提供の停止)の請求」については、番号法と同様、行うことができないと する規定を個人条例で整備すべきである。
 - ●情報提供等の記録を訂正した場合の「訂正の通知」については、番号法と同様、必要があるときは、情報照会者、情報提供者及び情報提供ネットワークシステムの設置・管理者である総務大臣に通知しなければならないとする規定を個人条例で整備すべきである。
 - ●情報提供等の記録の「提供」及び「開示・訂正の請求」については、保有 特定個人情報と同様の取扱いとする規定を個人条例で整備すべきである。

(説明)

●情報提供等の記録については、情報提供ネットワークシステムを通じ特定個人情報を授受したときに、同ネットワークシステムに自動的に保存され、不法・不正

な提供がなされていないか、システム運用上支障の生じる提供がなされていないか等を確認するため、利用し続ける必要があるものであることから、「目的外利用」を禁止し、「利用停止(利用の停止・消去・提供の停止)の請求」を認めていない。個人条例では、情報提供等の記録の目的外利用及び利用停止(利用の停止・消去・提供の停止)の請求について、番号法の趣旨を踏まえ同様に、行うことができないとする規定を整備すべきである。

- ●また、番号法では、情報提供等の記録を訂正した際の通知については、記録の誤りを特定個人情報の授受を行った者及び情報提供ネットワークシステムの設置・管理者である総務大臣に通知することとしているため、個人条例では、情報提供等の記録を訂正した際の通知について、番号法の趣旨を踏まえ同様に、関係者に通知する規定を整備すべきである。
- ●番号法では、情報提供等の記録に係る「提供」及び「開示・訂正の請求」については、特定個人情報と同様の取扱いとすることになっている。
- ●情報提供等の記録に係る提供については、番号法が定める提供ができる場合にできるものとし、死者の情報提供等の記録に係る提供については、審議会で意見を聴き認められた場合にもできるものとする。提供を行った際の市長への届出書の提出や、本人への通知は、マイ・ポータルにより確認ができるため、個人条例では、行わないとする規定を整備すべきである。ただし、審議会の意見を聴き認めた死者の情報提供等の記録を提供した場合は、2(5)で述べたとおり、個人条例に規定する保有個人情報の外部提供と同様、届出書を市長に提出する規定を整備すべきである。
- ●情報提供等の記録に係る開示・訂正の請求については、2(3)で述べたとおり の規定を整備すべきである。

3 情報提供ネットワークシステムとの接続

- ●生存者の保有特定個人情報の授受にあたっては、番号法と同様、情報提供 ネットワークシステムとの接続により行うことを認める規定を個人条例で 整備すべきである。
- ●死者の保有特定個人情報の授受については、番号法に定めがないため、個人条例の規定による審議会の意見を聴いて認めたときにできるとする規定を個人条例で整備すべきである。
- ●なお、情報提供ネットワークシステムによる死者の保有特定個人情報の授 受については、本答申により、審議会の意見を聴いて認めたものとする。

(説明)

●番号法では、特定個人情報の授受にあたっては、適法な情報提供が迅速に行える

よう、情報提供ネットワークシステムを通じ、提供ができると定められた特定個人情報についてのみ行うことになるため、個人条例では、生存者の保有特定個人情報の授受について、番号法と同様、情報提供ネットワークシステムとの接続を認める規定を整備すべきである。

- ●また、死者の保有特定個人情報の授受については、番号法に定めはないが、保有特定個人情報には死者を含むとしたこと、また、個人条例では、実施機関以外のものとの接続については、法令の定めがあるとき、又は実施機関が審議会の意見を聴いて認めたときにできることから、審議会の意見を聴いて認めたときにできるとする規定を整備すべきである。
- ●なお、2(1)で述べたとおり、生存者の保有特定個人情報のみしか授受できないとすると、死者となったときは授受できないことになり、情報の管理が複雑となり、業務の遂行にも支障をきたすと考えるため、情報提供ネットワークシステムとの接続による死者の保有特定個人情報の授受については、本答申をもって審議会の意見を聴き認めたものとする。

4 他の法令による開示との重複

●保有特定個人情報の開示にあたっては、番号法と同様、他の法令による開示 との重複を認める規定を個人条例で整備すべきである。

(説明)

●番号法が、他の法令による開示との重複を認めているのは、マイ・ポータルにより、自己の特定個人情報を容易に確認できることとなるため、他の法令による開示がされても、マイ・ポータルによる開示が行えるように規定している。個人条例では、保有特定個人情報の開示にあたって、番号法の趣旨を踏まえ同様に、他の法令による開示との重複を認める規定を整備すべきである。

5 特定個人情報保護評価の第三者点検

- ●特定個人情報保護評価の第三者点検については、審議会に、個人情報保護や情報システムに知見を有する者を含む小委員会を設置し、非公開で開催する。また、審議会の所掌事項を定める川崎市情報公開条例(以下「情報公開条例」という。)に、第三者点検を行うとする規定を整備すべきである。
- ●第三者点検にあたっては、点検の観点である「適合性」及び「妥当性」を 踏まえ、必要な点検方法を整備し適正かつ円滑な運営を図る。
- ●第三者点検の結果については、実施機関に通知するとともに、市ホームページで公表し市民に周知を図るものとする。

(説明)

- ●特定個人情報保護評価は、評価を行う実施機関が、特定個人情報ファイルを取扱う事務における当該特定個人情報ファイルの取扱いについて自ら評価するものである。また、事前に評価することにより、特定個人情報の漏えい等により発生するリスクの分析や対応策を講じるなど個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止、及び特定個人情報ファイルの取扱いにおいて個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを自ら宣言し、国民・住民の信頼を確保することを目的としている。
- ●特定個人情報保護評価の第三者点検については、評価を行う実施機関が特定個人情報保護評価の内容を決定するにあたり、外部の有識者の意見を聴くことで特定個人情報保護評価の「適合性」及び「妥当性」を客観的に担保するため実施するものである。
- ●第三者点検については、番号法に基づき作成・公表された「特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日)」を踏まえ、審議会に個人情報保護や情報システムに知見を有する者を含めた小委員会を設置し、点検の観点である「適合性」及び「妥当性」に係る点検方法を整備し、適正かつ円滑な運営を図る。
- ●情報公開条例に規定する審議会の所掌事項に、第三者点検の実施を規定するとと もに、必要な関係規定を整備すべきである。
- ●特定個人情報保護評価書のうち、システム操作ログの保存期間や特定個人情報の保管場所の物理的位置など、違法行為を助長する可能性やセキュリティ上のリスクを高める可能性がある部分については非公表となるため、非公表となる項目を含め評価書全体の点検を適切に実施する必要から、小委員会は非公開で開催する。なお、審議会委員は、情報公開条例で守秘義務が課されている。
- ●点検を実施する小委員会は非公開とするが、点検結果は実施機関に通知するとともに、川崎市ホームページでもその内容を公表し、市民に周知を図るものとする。

6 開示手数料

- ●保有特定個人情報の開示等に係る手数料については、個人条例と同様、無料とする規定を整備すべきである。
- ●また、保有特定個人情報の写しの交付等を受ける場合の作成費用について は、個人条例と同様、開示請求者の負担とする規定を整備すべきである。

- ●番号法では、開示手数料 (開示請求の処理費用及び開示の実施に必要な費用) については、利用しやすい額とするよう配慮しなければならないとなっている。
- ●個人条例では、保有個人情報の開示等に係る手数料は無料となっており、対象公 文書の交付を受ける場合には、その写し等の作成に要する費用を請求者に求めて

いる。また、対象公文書の閲覧については無料であることから、費用については 既に配慮がされているものと考え、保有特定個人情報の開示等の手数料等につい ては、個人条例と同様の規定を整備すべきである。

7 保有特定個人情報の利活用のための措置

●川崎市が保有特定個人情報を利活用する場合には、条例の制定・改正が必要となるため、利活用の内容に応じて適切に関係条例等を整備すべきである。

(説明)

●番号法では、地方公共団体が、番号法に規定された事務以外で個人番号を利用する場合、同一地方公共団体内の他の機関に特定個人情報を提供する場合、又は個人番号カードを独自に利用する場合については、関係条例の制定・改正が必要となるため、川崎市において特定個人情報を利活用するときは、その内容に応じて適切に関係条例等を整備すべきである。